

畑地化促進事業の要件確認チェックシート

深谷市農業再生協議会

1. 交付申請予定の水田に係る確認事項

「畑地化促進事業」の活用を要望する水田について、一筆ごとに以下の要件を満たすこと。

	確認事項	具体的な確認方法	チェック欄
①	現況において非農地に転換された土地（又は転換されることが確実と見込まれる農地）でないこと	・協議会で確認します。	☐
②	畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有すること等、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田要件を満たしていること（例えば、本地に直ちに均平することが困難な傾斜を有する農地等は、交付対象水田とは認められません。）	・交付申請者が撮影した事業活用を要望する水田の写真（撮影日が分かる写真） ・全体、用水路、水口を撮影。	☐
③	前年度において主食用米、戦略作物又は産地交付金若しくは高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられていること	・協議会で確認します。	☐
④	おおむね団地化された畑地を形成していること（国が定める面積要件はありません。）	・協議会で確認します。	☐
⑤	畑地化支援の交付後5年間は、高収益作物畑地化支援を受ける場合にあっては販売目的の高収益作物の作付け、その他畑地化支援を受ける場合にあっては販売目的の高収益作物又は一般作物の作付けを行うとともに、交付後6年目以降も、本事業の趣旨に沿った農地利用を行うこと	・要件確認申請書の当年度以降の作付計画等による確認	☐
⑥	地域の関係機関（土地改良区、農業委員会など）と畑地化に係る意見調整を十分に行い、畑地化することについて関係機関の合意を得ていること	・客観的に確認できる資料（合意が確認できる議事録等）により確認	☐
⑦	交付申請に係る農地が借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者（地主）との同意を得ていること	・協議会作成の合意書により確認	☐

2. 地域農業再生協議会等における確認事項

	確認事項	具体的な確認方法	チェック欄
①	作付意向等の調査に基づく、地域農業再生協議会ごとの水田の作付面積の合計（主食用米の作付面積、作付転換面積、畑地化面積等の合計）が、前年度のものと整合していること	・前年度報告資料等による確認	☐

※上記確認事項の確認にあたっては、各地域農業再生協議会において、以下の点について十分留意いただくことが重要です。

- ・交付申請を予定している水田が交付対象水田の要件を満たしていることを、地域農業再生協議会が確認し、そのことを資料（例：写真等）により客観的に示すことができること
- ・水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化が行われるなど、担い手への農地の集積・集約化に支障が生じないこと
- ・地域の円滑なブロックローテーションの実施に支障が生じないこと
- ・畑地化に伴う用排水量の変化等により、地域の利水や治水の面で支障が生じないこと

【注意事項】

※交付申請予定者から提出のあった資料は、地域農業再生協議会において確認後、保存するとともに、必要に応じて当該資料の写しを都道府県に提出してください。

※提出前に全てのチェック欄が埋まっているか確認してください。

※確認方法について、「具体的な確認方法」欄に記載されているもの以外の方法で確認した場合は、同欄に具体的に記載してください。